

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

393 一般国道463号	入間市大字上藤沢字神明623番1地先から 入間市大字上藤沢字神明600番2地先まで
394 県道川越入間線	狭山市大字堀兼1番地先から 狭山市大字堀兼字芳野771番1地先まで
395 県道川越入間線	所沢市林一丁目323番6地先から 入間市大字宮寺字帖下2697番11地先まで
396 県道中新田入間川線	狭山市大字堀兼843番1地先から 狭山市大字青柳字山王塚517番3地先まで
397 県道所沢堀兼狭山線	狭山市大字堀兼字芳野778番1地先から 所沢市大字下富字武野839番3地先まで
398 県道新堀尾島線	熊谷市妻沼小島字並木2622番3地先から 熊谷市妻沼小島字南河原1543番2地先まで
399 県道日高狭山線	飯能市大字下川崎109番地先から 日高市上鹿山字諏訪ノ下715番4地先まで
400 久喜市道3027号線	久喜市下早見1832番5地先から 久喜市下早見1652番2地先まで
401 羽生市道125号	羽生市大字北荻島847番8地先から 羽生市大字藤井下組697番1地先まで
402 鶴ヶ島市道7-2号線	鶴ヶ島市大字三ツ木字新山1038番2から 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保1番7まで
403 鶴ヶ島市道304号線	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保25番4から 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保1番8まで
404 鶴ヶ島市道319-2号線	鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目7番6から 鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目8番27まで
405 鶴ヶ島市道320号線	鶴ヶ島市大字三ツ木字新山1038番1から 鶴ヶ島市大字三ツ木字大柵1002番3まで
406 鶴ヶ島市道547-2号線	鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目4番3から 鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目8番27まで
407 鶴ヶ島市道927-1号線	鶴ヶ島市南町三丁目2番1から 鶴ヶ島市松ヶ丘一丁目1番16まで
408 鶴ヶ島市道1015-1号線	鶴ヶ島市柳戸町757番4から 鶴ヶ島市大字三ツ木字西塚場920番1まで
409 鶴ヶ島市道1205号線	鶴ヶ島市三ツ木新町一丁目2番1から 鶴ヶ島市柳戸町6番12まで

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。